

平成25年度事業計画（案）並びに収支予算（案）

（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

1. 基本方針

1) 平成25年度三沢市観光協会の基本方針は、本年4月より当観光協会が一般社団法人として新たな組織体となったことから、その目的である観光資源及び観光物産の開発、宣伝、紹介など各種観光施策を通じ、三沢市の地域経済の振興及び文化の向上に寄与することを基本方針とする。

この方針実現のため、まず広域的観光の一環として青森県及び青森県観光連盟等と連携し、三沢市の特性を最大限活用し魅力ある観光商品を創出することにより観光客誘客を図る必要がある。当市には、小川原湖をはじめラムサール条約に指定された仏沼、日本の白砂青松100選の淋代海岸など風光明媚な自然や、日本一のごぼう、高品質のニンニク、赤とんぼの昼イカなど今や全国ブランドとなりつつある特産品がある。また、寺山修司記念館や三沢航空科学館など全国的規模の観光施設を有し、これらの観光コンテンツをさらに磨きあげ魅力ある観光商品として全国にPRすることにより観光客の増加が図られるものと思われる。

2) また、観光客を誘客するためには、観光環境の整備充実が図られなければならない。幸い本年3月、三沢・大阪線の航空路線が再開され、さらには7月から北海道エアシステムが三沢・札幌（丘珠空港）間に定期便を就航させる予定となっているなど、三沢空港は県南地方の空の玄関口として着々と観光客受け入れ態勢が整いつつある。この機会に当観光協会としては、三沢市や他の機関・団体等と連携し、関西圏や札幌圏と人的交流などを促進し観光振興につなげていく必要がある。

3) 観光施設の利用拡充については現在、指定管理の受託事業として小川原湖畔施設とサンアメニティーと共同で管理している斗南藩記念観光村の2施設がある。これら2施設は平成25年度をもって指定管理期間が終了する予定となっているが、特にこれまでの受託事業の集大成を図る意味で三沢市先人記念館において仮称「新島八重と斗南」特別企画展事業を展開し、県内外に三沢市の歴史的な収蔵資料の存在や先人の軌跡を周知し、併せて観光客の誘客に努めることとする。このことにより指定管理制度の目的を達成し、その成果を最大限上げることが出来ることとなり、引き続き平成26年度以降においても当該施設を受託するにふさわしい団体として内外に認知されていくものとする。

4) 次に、本年4月より当観光協会が一般法人化となったことにより、財政基盤の確立が急務となっている。このため各種事業推進に当たっては、三沢市をはじめあらゆる補助制度を活用する一方、収益事業を拡充し経常収支比率の改善を図ることが最も肝要である。これまではビードルグッズやテントリースなどが主なる収益事業であったが、今後は三沢市の農水産物などの特性を活かした商品開発や特産品のPRなどに本格的に取り組み、収益事業として経営が成り立つよう財源確保に努めていくこととする。

5) その他の事業等としては、三沢らしい「まつり」の創出を目指し本年4月27日、「第1回みさわ桜まつり」を中央公園で開催したが、今後も創意工夫を重ね特徴的な「三沢のまつり」の創出に向け、湖水まつりやファームフェスタ in 斗南、航空祭、ウィンターファンタジーなどのイベントを実施し、三沢市の観光振興向上に寄与するものとする。

6) また、これらの事業推進や協会運営に当たっては、限られた職員で効率的に事務処理する能力や知識が必要となる。このような職員の人材育成を図るためには、職員に研修の機会を与え知識の習得や技術の向上をさせ、将来的な観光協会職員としての資質向上を図る必要があるものと思われる。

2. 重点事項

1. 積極的なPR活動
2. 収益事業の推進に伴う財政基盤の確立
3. 指定管理事業の更新・受託

3. 事業計画

I. 観光振興施策事業

三沢市の観光関連事業の拡充を図るため、会員増強を基本とした組織体制強化に努め、観光振興を推進する。

- (1) 会員の増強と組織の強化を図る。

II. 観光客誘致対策事業

三沢市に関する観光情報の収集に努め、全国に発信するとともに、観光客の誘導を図るための調査・研究、研修などの事業を実施する。

- (1) 観光資源PR事業

三沢市のグルメや観光地・施設などの観光素材を広くPRするため、ホームページによる県内外への情報発信を積極的に努め、また、それらを活かしたポスターやパネルを作成し、PR活動に努め誘客を図る。

- (2) 航空祭シャトルバス運行ならびに臨時駐車場事業

三沢基地航空祭の観光客に対し、円滑・安全にイベント会場まで来場頂けるようシャトルバス運行を実施する。また、市内交通機能が滞らないよう保安対策の一環として、市内数か所に臨時駐車場を設置する。

- (3) 観光物産推進事業

新幹線新青森全線開通や震災復興支援、三沢・札幌(丘珠)線の就航などに伴い都市圏を中心に物産展等の開催が予定されているが、観光PRや名物料理、特産品の消費拡大を図るため、下記の観光物産展等への参加を行う。また、青森県と同調し、三沢空港を活用した旅行エージェントセールス等を実施する。

- ① トップセールス：東京都（5月11日）
- ② 観光セミナー（旅行エージェントセールス）：大阪府（5月31日）
- ③ 丘珠空港物産展：北海道（6月16日）
- ④ 10市大祭典：八戸市（9月21日～23日）
- ⑤ 青森人の大祭典：東京都（11月9日～10日）
- ⑥ その他PR物産に関すること

- (4) 観光商品創出事業／観光案内所運営事業（4月1日から3月31日まで）

新たな観光資源の再発見及び創出を図り、これらの観光資源を有機的に結び付け、三沢市全体を観光商品としてPRするためのパンフレットを作成する。さらに、スカイプラザに観光案内所を設置し、三沢市を訪れる観光客等に的確な観光情報の提供・紹介を行い、それら事業を通じて、アンケート調査を実施し顧客ニーズの把握に努め、観光振興・観光産業の発展を図る。

Ⅲ. 観光施設の運営管理受託事業の実施

観光施設の管理運営の充実と観光客誘致促進のため、下記の事業を実施する。また、今年度は指定管理期間が終了し、平成 26 年度から新たに指定管理者の募集が行われることから、それに向けて書類の作成並びに申請を行う。

- (1) 道の駅みさわ斗南藩記念観光村指定管理業務事業（グループ名：ミサワツーリスト）
期間：4月1日から3月31日まで
場所：先人記念館、斗南藩記念観光村等
内容：管理運営業務、施設環境の整備・改修、集客イベントの実施、企画展の開催
- (2) 三沢市小川原湖畔施設指定管理業務事業
期間：4月1日から3月31日まで
場所：三沢市小川原湖畔施設（小川原湖畔キャンプ場、小川原湖畔コテージ、湖水浴場、三沢オートキャンプ場等）
内容：管理運営業務、施設環境の整備
- (3) 小川原湖観光センター運営管理事業
期間：4月1日から3月31日まで
内容：通年で観光案内業務を行い、また、繁忙期にあたる夏休み期間中は、観光客や小川原湖周辺施設利用者等へ無料・無休で開放し、施設の利用促進を図る。

Ⅳ. イベント等事業の受託並びに補助事業の実施

- (1) 中央公園ライトアップ事業及びみさわ桜まつり事業
期間：4月27日から5月6日まで（桜開花時期） 場所：三沢市中央公園
内容：企業協賛約 130 社のボンボリや提灯を設置し、夜間のライトアップ及びオープニングイベントを開催する。
- (2) 小川原湖水まつり事業
期日：7月21日（日）
場所：三沢市小川原湖水浴場
内容：湖水浴場開きに併せて周辺施設の PR を兼ねたイベントを実施
- (3) ファーム・フェスタ in 斗南事業
期日：8月4日（日）
場所：道の駅みさわ斗南藩記念観光村
内容：観光まつりを実施
- (4) となみウインター・ファンタジー事業
期日：12月中旬から翌年12月下旬まで
場所：道の駅みさわ斗南藩記念観光村
内容：イルミネーション点灯並びにクリスマスイベントを実施する。
- (5) 小川原湖景観 PR 受託事業
下記事業を実施し、小川原湖という観光資源に磨き上げ、新たな観光商品の創出をすることにより、観光客の誘致を図る。
 - ・小川原湖夕日写真コンテスト、夕日スポット看板設置、小川原湖夕日グルメ満喫ツアー
- (6) (仮称)「新島八重と斗南」特別企画展等観光促進受託事業
平成 25 年 1 月から会津藩を舞台とした NHK 大河ドラマ「八重の桜」が放映され、この機会

に下記事業を実施することにより、三沢市における歴史的な存在価値を高めるとともに、当地の観光スポットや特産品等を来場者にPRし、新たな観光客誘致を図る。

- ・特別企画展事業、企画展波及事業、講演会事業

V. 観光環境の推進に関わる運営並びに参加

観光に関わる団体等の参画要請に積極的に携わり、三沢市の観光環境の推進を図る。

- (1) 公益社団法人青森県観光連盟への参加
- (2) 十和田エイト・ライン観光協議会への参加
- (3) 三沢空港利用促進期成会への参加
- (4) 上北の元気結集協議会への参加
- (5) その他

VI. 三沢市における観光推進事業への支援

(1) 観光相互交流促進のため、各種団体組織が主催する行催事等を多方面から支援する。

- ・アメリカンデー（三沢国際クラブ）
- ・三沢まつり（三沢まつり祭典委員会）
- ・三沢国際サマーフェスティバル（社団法人三沢青年会議所）
- ・ミス・ビードル紙飛行機大会
- ・三沢基地航空祭（航空自衛隊三沢基地）
- ・その他各種イベント等

(2) 三沢市で開催される各種大会、コンベンション等の情報等支援を行う。

VII. 収益事業

公益事業を主目的として、それを補完するために下記事業を実施し、収益事業の拡充を図る。

- (1) 物品販売業 ・当協会所有の商品の販売や新規に特産品等を生かした商品開発を行う。
- (2) 貸付業 ・所有備品（ビッグテント、ロイヤルパワーテント等）の有料貸出しを行う。
- (3) 仲立業 ・売店出店料や自動販売機などの手数料等の増収を図る。

VIII. 公益法人改革制度に伴う移行の事務

平成 25 年 11 月末までに「一般社団法人」取得に向けて、移行手続きに関する下記事務を行う。

(1) 移行登記並びに電子公告

平成 25 年 4 月 1 日付けで商業登記申請・公告を行い、完了後、青森県へ届出をする。

IX. 法人事業

一般社団法人として下記業務を行い、健全な法人運営を目指す。

- (1) 三役会、理事会、監査、総会等の開催
- (2) 総務、経理、研修等